

一般社団法人 岐阜県法人会連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人岐阜県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、全国組織である全国法人会総連合及び県内各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6) 法人会会員企業の福利厚生に関する事業
 - (7) 法人会が行う前各号に記載する事業を支援する事業
 - (8) 法人会の充実発展に資する事業
 - (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岐阜県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、岐阜県内に事務所を有する法人会とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続きにより任意に入会することができる。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 本会を退会しようとする会員は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、これを会員にそれぞれ3個を付与するほか、各会員の所属会員数150名（150名未満の端数は150名とする。）につき1個を付与し、その総数を110個以上140個以内とする。ただし所属会員数は前年12月31日現在として、総数と案分付与についての細目はその都度理事会において報告を行う。

2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者（議決権行使者）を総会に出席させる。

- 3 会員は、委任状をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合は、委任した会員は出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、議決権の過半数を有する議決権行使者が出席し、出席した議決権行使者が有する議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上40名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、7名以内を副会長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 代表理事の副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その業務を代行する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。

- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の免除)

第23条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをする。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、代表理事の副会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会)

第34条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会連絡協議会)

第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を設けることができる。

- 2 部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員又は嘱託を置くことができる。

- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。

- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第38条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに理事会の承認を受けなければならない

- 2 会長は、事業年度終了の日から3箇月以内に、理事会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて新年度の収入支出をすることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類につい

ては定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は堀江博海とし、副会長は田島一男、田中勝英、後藤雄介、加藤智子、青山貫禅、岡田賛三、高橋征利、専務理事は大野健治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和8年6月8日から施行する。
第12条(4)の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改定。
第15条第2項に「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。」を追加。
第16条の「各会員の所属会員数200名(200名未満の端数は200名とする)につき1個を付与する。」を「各会員の所属会員数150名(150名未満の端数は150名とする)につき1個を付与し、その総数を110個以上140個以内とする。）」に改定し、末尾に「総数と案分付与についての細目はその都度理事会において報告を行う。」を追加。

第19条第3項の「前項の会長をもって」を削除し、「前項の会長及び副会長のうち1名をもって」に改定。「副会長及び専務理事をもって」を「代表理事以外の副会長及び専務理事をもって」に改定。

第20条第3項に「代表理事は、理事会の決議によって選定する。」の文言を追加。」

第21条第3項に「代表理事の副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その業務を代行する。」を追加し、以降、項の順送り。

第21条第4項「副会長は、理事会において」を「副会長は、会長を補佐し、理事会において」の文言に改定。

第29条（3）に「代表理事の副会長」を追加。

第31条第2項に「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。」を追加。

第33条第2項の「会長」を「代表理事」に改定。

第39条（4）（5）の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改定。